

7月は「社会を明るくする運動強調月間」です

## 第73回 社会を明るくする運動

### ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎日のように事件や犯罪の報道がされています。取り締りを強化したり、罪を犯した人を処罰することも必要なことですが、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。「社会を明るくする運動」では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考えるきっかけをつくることを目指しています。



更生保護ってなに？

法務省 更生保護マスコット  
サラちゃん

更生保護は、犯罪や非行をした人々に対して社会の中で立ち直りに向けた支援や指導を行うことで、再犯や非行をなくし社会の一員として復帰と自立を助ける活動だよ。



法務省 更生保護マスコット  
ホゴちゃん

### ▶ 広報活動等

日 時	内 容
7月3日(月)7時30分～	市内の近鉄4駅、JR2駅において啓発物品の配布を行います。 (※ JR大和小泉駅のみ7時～)
7月3日(月)10時～	アピタ大和郡山店において啓発物品の配布を行います。
強調月間の期間中	市内一円を広報車で巡回して、啓発を行います。

### ▶ 合同研修会

日時＝7月14日(金)13時30分～

場所＝DMG MORI やまと郡山城ホール 小ホール

内容＝市立小・中学生による作文発表・奈良県立ろう学校演劇部による手話パフォーマンス・市内中学校による吹奏楽演奏 など

問合せ＝障害福祉課(内線532)

## 国民年金保険料免除制度申請はお早めに!

— 令和5年度の免除申請は7月から受付が始まります! —

国民年金には、経済的な理由等で保険料(令和5年度の保険料額:16,520円)を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。※免除には令和4年中の所得の審査があります。

免除の種類＝①全額免除:保険料の全額を免除

②一部免除:保険料の一部を納め、残りの保険料を免除(3/4納付・半額納付・1/4納付)

③納付猶予:50歳未満の人

承認期間＝7月から翌年6月まで

申請方法＝退職者の場合は離職票を持って、奈良年金事務所か市役所保険年金課 国民年金係窓口へ

マイナンバーカードをお持ちの人はスマートフォンやパソコンでマイナポータルを利用して電子申請ができます  
審査の後、結果(承認・却下)を2ヵ月後ぐらいに日本年金機構より郵送でお知らせします

※前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請を申し出ている人は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか審査しますので申請は不要です。

※一部免除の承認を受けた場合、承認後に改めて一部納付の納付書が送付されます。一部納付の保険料を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間になりますので、ご注意ください。

※申請時点の2年1ヵ月前の月分まで申請することができます。7月時点で令和3年6月以降に未納期間がある場合は、一度窓口で相談してください。

※離職票等の添付書類が必要になることもありますので詳細は問い合わせてください。

問合せ＝奈良年金事務所(☎0742-35-1371)・保険年金課 国民年金係(内線325・326)